**「ワールドマスターズゲームズ2021関西」大阪府実行委員会会則**

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」大阪府実行委員会と称する。

（目的）

第２条　本会は、ワールドマスターズゲームズ2021関西において、大阪府内（政令市の区域を除く。）で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事務等）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

(1)　競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の策定等の進捗管理に関すること。

(2)　広域的な広報啓発に関すること。

(3)　関係競技団体その他の関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(4)　その他本会の目的達成に必要な事務及び事業に関すること。

第２章　組織

（構成）

第４条　本会は、別表第１に掲げる団体をもって構成する。

２　本会の委員は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長）

第５条　本会に、会長１名を置く。

２　会長は、大阪府知事をもって充てる。

３　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

（監事）

第６条　本会に、監事を置く。

２　監事は、別表第３に掲げる職にある者をもって充てる。

３　監事は、本会の会計を監査する。

第３章　会議

（総会）

第７条　本会の会議（以下「総会」という。）は、委員をもって構成する。

２　総会は、必要に応じて会長が招集する。

３　総会の議長は、会長がこれに当たる。

４　総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1)　競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2)　事業計画及び事業報告に関すること。

(3)　予算及び決算に関すること。

(4)　会則の制定及び改廃に関すること。

(5)　その他重要な事項に関すること。

５　総会は、委員（代理人を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

６　総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　やむを得ない理由のため、総会に出席できない委員は、あらかじめ書面で評決し、又は代理人に評決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

８　会長は、総会を招集する暇のない場合又は議案が軽易である場合は、総会に付議すべき事案を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより総会に代えることができる。

９　会長は、必要に応じて、総会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（幹事会）

第８条　本会の円滑な会務の執行を図るため、本会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表第４に掲げる職にある者をもって構成し、次の事項を協議する。

　(1)　総会に付議すべき事項

　(2)　総会から指示された事項

　(3)　その他本会の運営に必要な事項で幹事長が必要と認める事項

３　幹事長は、大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課長の職にある者

をもって充てる。

４　幹事長は、幹事会を招集し、議長となる。

５　幹事会は、幹事（代理人を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

６　幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　やむを得ない理由のため、幹事会に出席することができない幹事は、あらかじめ書面で評決し、又は代理人に評決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、その幹事は出席したものとみなす。

８　幹事長は、必要に応じて、幹事会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

　　　第４章　事務局

第９条　本会の事務を処理するため、事務局を大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課内に置く。

２　事務局を統括するため、事務局長を置く。

３　事務局長は、大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

４　本会の出納事務は、大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課において処理する。

５　前各項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

第５章　会計

（経費）

第10条　本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（事業計画及び予算）

第11条　本会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

（事業報告及び決算）

第12条　本会の事業報告及び決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第13条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

２　本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第６章　解散

（解散）

第14条　本会は、第２条に規定する目的が達成されたときに解散する。

（残余財産）

第15条　本会が解散した場合において、その残余財産は総会において審議し、その取扱いを決定する。

第７章　補則

第16条　この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

　この会則は、平成29年４月12日から施行する。

附　則

　この会則は、平成30年３月29日から施行する。

附　則

　この会則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

　この会則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

　この会則は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

　大阪府

　岸和田市

　東大阪市

　泉南市

　公益財団法人大阪府スポーツ協会

　大阪府障がい者スポーツ協会

別表第２（第４条関係）

　大阪府知事

　岸和田市長

　東大阪市長

　泉南市長

　公益財団法人大阪府スポーツ協会会長

　大阪府障がい者スポーツ協会会長

別表第３（第６条関係）

　公益財団法人大阪府レクリエーション協会専務理事

　大阪府スポーツ推進委員協議会理事長

別表第４（第８条関係）

　大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課長

　岸和田市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課長

　東大阪市花園・スポーツビジネス戦略課長

　泉南市教育委員会事務局教育部生涯学習課長

　公益財団法人大阪府スポーツ協会事務局長

　大阪府障がい者スポーツ協会事務局長